

次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記



すぐに相続登記をした場合の**メリット**

不動産についての権利関係が明確になり、相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができますし、担保に入れて住宅ローンを組むことができます。



相続登記をしないで放っておいた場合の**デメリット**

相続が2回以上発生してしまうと

- 誰が相続人となるのか調査に時間がかかる
- 相続登記の手続費用や手数料が高額になる

相続の手続に時間がかかると

- 相続した不動産をすぐ売ることができない
- ローンを組むときにすぐに担保に入れられない
- 適正な管理が困難になる

不動産の管理が困難になると

- 不動産が適正に管理されなくなると、様々な社会問題が発生

地域の活性化

安全・安心な暮らし

**相続登記が
さまざまなトラブルを
防止します!**

未来につなぐ

産業の推進

司法書士の業務

代理人となって、登記申請書を作成し、法務局に提出することができます。



土地家屋調査士の業務

土地や建物の現況を調査し、登記申請書を作成し、法務局に提出することができます。

司法書士に依頼すると、相続手続きがスムーズ!

戸籍等により法定相続人を確認
相続関係説明図や遺産分割協議書等の書類を作成
相続登記に必要な書類を収集
登記申請書を作成し法務局に提出 etc

土地家屋調査士に依頼すると、現況が明確に!

相続した土地の境界を確認
未登記建物の調査・測量し、図面を作成
現存しない建物の滅失登記
登記申請書を作成し法務局に提出 etc

相続に関する登記についてのご相談は

福岡県司法書士会
092-722-4131

福岡法務局
092-721-4570

福岡県土地家屋調査士会
092-741-5780

福岡法務局 民事行政調査官室